

第 5 5 号議案

亀岡市学校給食センター整備運営等事業 設計・建設業務請負契約の締結について

亀岡市学校給食センター整備運営等事業 設計・建設業務について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年亀岡市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 1 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

記

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 亀岡市学校給食センター整備運営等事業
設計・建設業務 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 随意契約 |
| 3 | 契 約 金 額 | 金 4 , 7 6 5 , 6 5 3 , 2 0 0 円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 【ハーベストネクストグループ 建設企業】
京都府亀岡市大井町南金岐尾垣内 9 番地
株式会社三煌産業
代表取締役 渡 辺 裕 昭 |



工事請負仮契約書

- 1 工 事 番 号 8教第2号
- 2 工 事 名 亀岡市学校給食センター整備運営等事業
設計・建設業務
- 3 工 事 場 所 亀岡市曾我部町穴太奥田30番1ほか
- 4 請 負 代 金 額 ￥4,765,653,200—
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥433,241,200—)
- 5 工 期 着工 議会の議決のあった翌日
完成 令和10年10月31日
- 6 契 約 保 証 金 要

第1条(総則)から第73条(補則)まで 省略
(仮契約の条項)

第74条 この契約書は、発注者がこの契約について、亀岡市議会の議決を得たときに、本契約書として効力を発生するものである。

第75条(工事の着工時期) 省略

この契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和 8 年 8 月 2 5 日

発注者

京都府亀岡市安町野々神8番地
亀岡市長 桂 川 孝 裕

受注者

【ハーベストネクストグループ 建設企業】
住 所 京都府亀岡市大井町南金岐尾垣内9番地
商号又は名称 株式会社三煌産業
代 表 者 名 代表取締役 渡 辺 裕 昭

工事請負契約締結議案明細書（予定）

契 約 の 目 的	亀岡市学校給食センター整備運営等事業 設計・建設業務
契 約 の 方 法	随意契約
契 約 金 額	金 4, 7 6 5, 6 5 3, 2 0 0 円
契約の相手方	【ハーベストネクストグループ 建設企業】 京都府亀岡市大井町南金岐尾垣内9番地 株式会社三煌産業 代表取締役 渡辺 裕昭
工 事 場 所	亀岡市曾我部町穴太奥田30番1ほか
工 期	着工 議会の議決のあった翌日 完成 令和10年10月31日
工 事 概 要	【建物及び敷地概要】 施設用途：給食センター 敷地面積：9, 4 5 2 m ² 【工事概要】 ・ 亀岡市学校給食センター整備運営等事業 設計業務 ・ 亀岡市学校給食センター整備運営等事業 建設業務 ・ 亀岡市学校給食センター整備運営等事業 工事監理業務